

令和6年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年4月23日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時29分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 早 川 礼 成
教 育 部 特 命 担 当 部 長 岡 本 範 子
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 栗 林 武
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 大 庭 心 平
教 育 部 主 幹（図 書 館） 徳 山 好 永
- 6 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 佐々木 通
- 7 傍 聴 人 3人

令和6年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 令和6年4月23日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第14号 令和6年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 5 議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 6 議案第16号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 7 議案第17号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 8 議案第18号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第 9 議案第19号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第10 議案第20号 令和6年度教科用図書採択方針について
- 第11 議案第21号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第12 請願第1号 教科書採択のための調査に関する請願
- 第13 請願第2号 教科書採択の多数決の方法に関する請願
- 第14 報告事項
 - (1) 令和6年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）
 - (2) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (3) 学校医等の解嘱及び委嘱について
 - (4) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
 - (5) 教育財産の取得申出について（報告）
 - (6) 教育財産の引継ぎについて（報告）
 - (7) 令和6年度西東京市公民館事業計画
 - (8) 令和6年度西東京市図書館事業計画
- 第15 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 6 年第 4 回定例会
(4 月 23 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和6年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、米森修一委員を職務代理者として指名いたしましたので、報告いたします。

○後藤教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされております。委員の議席はただいま御着席の席を議席として指定いたします。

○後藤教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○後藤教育長 日程第4 議案第14号 令和6年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 私からは、議案第14号 令和6年度西東京市教育委員会の主要施策、について説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年3月に策定されました西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）における41施策117事業のうち、令和6年度で教育委員会が取り組む主要な取組といたしまして、20施策29事業を位置付けるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に添付してございます冊子の表紙をおめくりください。

見開きページの左側には西東京市教育委員会の教育目標、右のページには主要施策の位置付け、また令和6年度の主要施策についての概要の説明を掲載してございます。

1枚おめくりください。右側の目次に記載のある29事業について、各事業のページでは、それぞれの事業の計画上の位置づけや本年度の取組などをまとめてございます。

1枚おめくりいただきまして、4、5ページをお開きください。こちらでは、西東京市教育計画の施策の体系図の中に、太字で主要施策、事務事業を体系的にお示ししているものでございます。

基本方針1、「子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて」では2施策2事業を、基本方針2、「子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて」では6施策8事業を、2ページに移りまして、基本方針3、「学校・家庭・地域で「ともに育む」教育環境の充実に向けて」では6施策10事業を、基本方針4、「多様な「学

び」と「つながり」を通じた生涯学習の推進に向けて」では6施策9事業を、主要施策、主要事務事業としてごさいます。

なお、これらは総合教育会議における令和6年度の重点施策を踏まえ、主要施策としているものでごさいます。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。こちらはシートの読み方でごさいます。

上段にあります基本方針・方向・施策、施策の方向性、取組事業の概要は、現在の教育計画に記載のある内容となっております。下段には具体的な取組（令和6年度）及び予算額を記載してごさいます。

また一番下の段には、次年度に実施する事業評価に係る参考指標等として、定量的または定性的な指標を表示しているものでごさいます。

それでは、各事業につきまして概要を説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

1、「情報活用能力の育成」でごさいます。ICT活用能力の向上や情報モラル教育の充実を図るとともに、効果的に家庭学習に取り組むことができるよう、タブレット端末の持ち帰りを実施してまいります。

続きまして、8ページを御覧ください。

2、「健康に関する指導の充実」でごさいます。児童・生徒の体力や運動能力の向上に向けたさらなる取組やスポーツに親しむきっかけづくりを行ってまいります。

続いて、9ページを御覧ください。

3、「校内委員会の充実」でごさいます。これまで以上に校内委員会の充実化を図るとともに、教育支援コーディネーター連絡会を定期的に開催し情報提供を行うことで、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に取り組んでまいります。

続いて、10ページを御覧ください。

4、「校内支援体制の人的環境整備」でごさいます。個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めるため、各学校の教室環境等を把握し、整備の方向性を検討するとともに、市立小・中学校3校への校内別室指導支援員の配置を行ってまいります。

続いて、11ページを御覧ください。

5、「学校生活支援員による支援の充実」でごさいます。市立小・中学校全校に学校生活支援員を配置し、学校生活全般を円滑に過ごしていけるよう支援体制を整えるとともに、学校生活支援員意識調査を実施し、よりよい支援のあり方を検討してまいります。

続いて、12ページを御覧ください。

6、「教育委員会から学校への専門家派遣」でごさいます。校内支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拡充し、様々な方法で相談者のニーズに合わせた支援を行ってまいります。

続いて、13ページを御覧ください。

7、「教育的ニーズに応じた就学相談の充実」でごさいます。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用の推進を図るため、引き続き就学前機関や在籍校と連携し、丁寧でわかりやすい就学相談を行ってまいります。

続いて、14ページを御覧ください。

8、「ヤングケアラー等の家庭環境に起因する問題の相談・支援」でございます。子ども家庭支援センターとの情報交換会を活用し、子ども家庭支援センターとスクールソーシャルワーカーの連携を強化することで、ヤングケアラー等の家庭環境に起因する問題の解決に取り組んでまいります。

続いて、15ページを御覧ください。

9、「適切な情報提供及び関係機関等との連携による子ども・保護者支援」でございます。相談者のニーズを把握しながら、相談支援の充実を図るため、（仮称）教育支援総合窓口を整備いたします。また、不登校に関する支援先等を御案内するリーフレットを作成し、保護者などに周知してまいります。

続いて、16ページを御覧ください。

10、「スクールソーシャルワーカーの派遣による福祉的支援の充実」でございます。スクールソーシャルワーカーを週1回3時間以上派遣できるよう、スクールソーシャルワーカーを拡充し、教員やスクールカウンセラー等と連携した支援を行うとともに、教職員等を対象としたスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関等との連携支援について研修を実施してまいります。

続いて、17ページを御覧ください。

11、「学校運営協議会との連携による社会に開かれた教育課程の実現」でございます。新たに市立小学校7校・中学校4校において、学校運営協議会を設置し、市立小・中学校全校へのコミュニティ・スクールの導入を完了させます。また、教育課程に「西東京ふるさと探究学習」を位置付け、地域の特色や強みを生かしたカリキュラムの開発を推進してまいります。

続いて、18ページを御覧ください。

12、「学校応援団による地域学校協働活動の充実」でございます。市立小・中学校全校に地域コーディネーターの設置を進めるとともに、地域コーディネーターを中心として地域と学校が連携・協働し、活動を推進してまいります。

続いて、19ページを御覧ください。

13、「地域に参画する態度及び自らすすんで探究する資質・能力の育成」でございます。全市立小・中学校の教育課程に「西東京ふるさと探究学習」を位置付け、課題解決力やコミュニケーション力を実践的に育むとともに、地域への愛着や地域を誇りに思う心、地域に参画する態度等を醸成してまいります。

続いて、20ページを御覧ください。

14、「コミュニティ・スクールの充実と地域学校協働活動の一体的な推進」でございます。コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の全校での導入を開始するとともに、地域学校協働活動の実施状況を把握し、各学校へ取組事例の共有を行ってまいります。

続いて、21ページを御覧ください。

15、「学校施設開放」でございます。学校施設の建替えに向けて地域利用の統一的な運用基準を作成するとともに、既存の学校施設におきましても、施設状況や利用実績などを踏ま

えまして、小・中学校ごとに地域利用の拡充を検討してまいります。また、学校応援団と連携を図りながら人材の発掘に向けた取組を行ってまいります。

続いて、22ページを御覧ください。

16、「登下校時の安全対策」でございます。ホームページや広報を活用した情報提供を行うことで、家庭での安全指導や子どもたちの交通安全意識の向上につなげるとともに、見守りに御協力いただく方々の募集や活動しやすい環境づくりについて検討してまいります。

続いて、23ページを御覧ください。

17、「働き方改革における人的支援の推進（学年教育アシスタントなど）」でございます。東京都の補助金を活用しながら、学年教育アシスタントの配置校を8校から全18校に拡大し、大規模校では2人配置、合計25人を配置することで、子どもたちの最適な学びを推進してまいります。

続いて、24ページを御覧ください。

18、「教職員の健康管理」でございます。衛生に係る業務を担当する衛生推進者の全校配置を継続し、教職員の健康障害防止、職場環境の改善等を推進してまいります。

続いて、25ページを御覧ください。

19、「学校給食費の公会計化」でございます。令和7年度での公会計化の実施に向けて、学校栄養士との公会計化部会を設置し、課題となる点を整理してまいります。

続いて、26ページを御覧ください。

20、「学校選択制度の実施」でございます。円滑な学級編制に向けて、学校選択の申し立て時期を1か月前倒しし、9月に変更するとともに、申し立て手続のオンライン化を検討してまいります。

続いて、27ページを御覧ください。

21、「障害のある人とともに学べる事業」でございます。市民が組織した実行委員会との共催事業として、障害の有無を問わず、だれもが参加し、交流する「イスに座って！ やぎさわディスコ」を実施するとともに、障害の有無を問わず、小学生以上のだれもが参加してボッチャなどを楽しむ「インクルーシブな社会をめざす講座」を実施してまいります。

続いて、28ページを御覧ください。

22、「就労世代への学習機会の提供」でございます。主に就労世代を対象に、人生や生き方について考える「ライフデザイン講座」をオンライン参加も可能な形態で実施するとともに、就労世代の参加も見込まれる、バンド演奏を行う「趣味講座」を実施してまいります。

続いて、29ページを御覧ください。

23、「高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の提供」でございます。誰もが参加できる、多世代で交流する地域の居場所づくりをすすめる事業として「芝久保交流会」を実施するとともに、高齢期の健康や暮らし方などについて考える「高齢者対象講座」や、高齢者の参加が見込まれる「趣味講座」「教養講座」等を実施してまいります。

続いて、30ページを御覧ください。

24、「市民の主体的な学びの支援」でございます。市民や団体と準備会等を開催し、ともに講座の企画、運営等を行ってまいります。

続いて、31ページを御覧ください。

25、「レファレンスサービス（調べもの支援）の充実」でございます。「西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」の応募学年を、令和5年度の小学5、6年生から令和6年度は小学5年生から中学生までと拡充し、「第2回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催することで、児童・生徒が主体的に調べる意欲の醸成を図ってまいります。

続いて、32ページを御覧ください。

26、「西東京市縁の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信」でございます。図書館ホームページに新たなコンテンツを設け、縁の方を1名ずつ特集して紹介したり、「縁のコーナー」がない地域館に期間限定展示として「縁のコーナー」を設けることで、縁の人物の周知及び資料の利用促進を図ってまいります。

続いて、33ページを御覧ください。

27、「文化財資料の調査・研究」でございます。下野谷遺跡をはじめとした埋蔵文化財の発掘調査と出土品の整理を行うとともに、市内にある文化財の把握のため、市民調査員などを活用した調査や記録を行ってまいります。さらに、劣化した石造物の記録保存のため3Dデータを作成してまいります。

続いて、34ページを御覧ください。

28、「文化財の保存・管理の推進」でございます。文化財保護制度の充実に向けて、登録文化財制度の制定を進めてまいります。また、郷土資料室の収蔵品データベースの作成を継続して行なってまいります。

続いて、35ページを御覧ください。

29、「学びの活動の循環の形成」でございます。講座への参加を契機に地域活動に関心をもたれた受講者の方に対しまして、実践の場として事業を紹介したりするなど、学びの場と実践の場を関連づけた事業に取り組んでまいります。

以上、雑駁ではございますが、令和6年度の西東京市教育委員会の主要施策の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。内容の関係で3点ほど質問になりますけれども、お願いしたいと思います。

一つは教育指導課の校内委員会で、教育支援コーディネーターの方についてですが、この方の役割が大変重要になってくるようなことになっております。従来もあったのかもしれませんが、こういう方の役割を教えていただきたいということ。一方で、先生の負担を減らすという中で、かなりまたここで重要な役割を担わせるということで、負荷的な部分も増えるようなことになるんじゃないかなという心配もございますので、その辺も含めてお聞かせください。

それからもう1点は、従来から教育支援課の中では、スクールソーシャルワーカーを拡大して確保していくというのがこれまで懸案だったと思いますが、今回いろいろ努力されて確保していただいたので、ありがたいかなと思っています。その中で、もう一つの内容としまして、以前からニコモテラスでアウトリーチでいろいろされて、それもあり効果を上げて

いるような気がしております。そういう意味では、ニコモテラスを何か拡充したり手当てされる部分があるのかどうかを2点目はお聞かせください。

それからもう1点は、学年担当支援員でしたっけ。

○田村教育指導課長 学年教育アシスタントです。

○米森教育長職務代理者 学年教育アシスタントについては、全校に配置されているということで、多分業務軽減がかなり図られるので、学校にとっては大変ありがたいかなと思うのですが、一方でアシスタントが入った場合、副担任の相当の業務ということなので、副担任をそのまま担えるわけじゃないので、できれば教育の質とか教員の質という面を担保する意味では、こういう方についてある程度、そこまで、免許の関係があるのかわかりませんが、踏み込んで、一般の業務ではなくて質に関わる部分の業務を担わせていただけることはできないのかなとか、その辺でやっていく方策もあるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の御見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○高野統括指導主事 教育支援コーディネーターについてお答えいたします。役割につきましては、校内で特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援の方策を練ること、また、特別支援教室、特別支援学級等での指導が適切と思われる児童・生徒についての話を校内委員会で持つときの中心者となること、また、不登校等特別な配慮が必要となるお子さん、そのほか特別な教育的ニーズがあらうと思われるお子さんの学習、また学校生活そのほかについて全般を校内で理解、支援する推進の中心となる役割を担っております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 従来は学校の先生が担われていたんですよね、副校長先生がされているのでしょうか。

○高野統括指導主事 担当者は教員が担っております。言葉が足りず失礼いたしました。

以上でございます。

○田中教育支援課長 私からはニコモテラスに関して御質問にお答えしたいと思います。今回、スクールソーシャルワーカーを拡充したのですが、その中で不登校担当といたしまして、家庭訪問の調整などの役割も含むスクールソーシャルワーカーを位置づける方向で整理しております。そのスクールソーシャルワーカーにつきましては、ニコモテラスの運営にも関わり、継続的な支援につながっていない不登校児童・生徒の方の支援を行ってまいりたいと考えております。また、ニコモテラスには、相談員の職員も配置しておりますので、心理的な面の支援も同時に行っていく予定でございます。

以上でございます。

○田村教育指導課長 それでは、学年教育アシスタントについてお答えいたします。こちらは副担任業務ということで、基本的には教科の授業以外は、保護者対応ですとか一人ではやれない部分もあるんですけれども、そういったところに踏み込んでやってほしいというお願いはしているところでございます。

例えば小学1年生ですと、今この時期、なかなか学級に登校渋りじゃないんですけれども、というお子さんもいたりします。そういうところ、担任の先生は朝の会をやらなくてはいけ

ないといったときに昇降口で待っていて、保護者と今こういう状況ですよ、安心して下さいというような感じでお話をしながら教室に連れていくですとか、あとはなかなか授業についていくようなことが難しいようなお子さんに対してはやさしく、教員免許も持っていますので、補助的な役割で授業をフォローするというようなことで、ある程度は副担任業務ということですので、踏み込んだところはできるというふうに考えております。

以上です。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○山田委員 ICT教育のところなんですけれども、一番最初の7ページか、ここでの事業予算額が67万円という額で、多分これはそんなにたくさんのことじゃない、研究指定校事業費と研究校事業費、これだけだと思うんですね。

ただ、今朝の埼玉県のとびレットが壊れるというニュースがあったんですけれども、ICTの肝であるとびレットがかなりの数が壊れると、修理費だけで埼玉県全体で6億円ぐらい年間かかるというニュースを見て、我が市は大丈夫なのかなと心配したんですけれども、例えばここでの予算ではそういうものが用意されていないけれども、そういう事態が生じたときにどの程度対応できるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思いました。

○田村教育指導課長 とびレット端末の故障や修理についてお答えいたします。こちらの西東京市のほうでも予算を計上しております。現在、修理が出ましたら、業者のほうに出しまして、故障したものを修理するという対応をしているところです。子どもたち1人1台のとびレット端末に関しましては充足されているところでございます。

ただし今、日本全国でGIGAスクール構想が始まって一斉に導入した関係で、故障したときに修理に出して戻ってくる時間は、やはり日本全国で同じような状況で、時間がかかっていますが、そういったところを見越しながら、補助機もありますので、子どもたちには1人1台とびレット端末を配れるような状況はつくっております。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。

○服部委員 7ページの今同じところですが、具体的な取組の一番後ろに「とびレット端末の持ち帰りを実施します。」とあります。それは学年は考えての、1年から6年までではなくということでしょうか。低学年の子にとって1.3キロでしたっけ、1.5キロでしたっけ。教材は、教科書は学校に置いてくるということがあるようですけれども、ほかにもランドセルの中身があるかと思しますので、お尋ねいたします。

○田村教育指導課長 とびレット端末の持ち帰りについてお答えいたします。こちらのほうは、基本的には小学1年生から中学3年生までというふうに考えておりますが、やはり小学1年生で、まだとびレットを開いたこともないお子さんもいますので、とびレットを家に持ち帰って何か作業するということはなかなか難しいと考えておりますので、その辺のところは状況ですとかを踏まえて持ち帰りをさせていく。またはID、パスワードがありますので、自宅にとびレットを持ち帰らなくてもID、パスワードで入れるような状況であれば、そちらのほうでも大丈夫だというような話はしているところでございます。

以上です。

○服部委員 小さい人の体の面という部分と、大きい方の場合、持ち帰ったタブレットでほかのものとつないでしまったり、違う学習、こちらが望んでいる学習以外の使い方をされるといようなことがあるとしたら、やはり保護者の方の理解と指導かと思うのですが、それに関しては、お持ち帰りになるときに保護者の方がどういう対応をするといような話は繰り返し行われているのでしょうか。

○田村教育指導課長 タブレット端末を持ち帰ったところでの家庭での管理なんですけれども、SNSのルールというところで、各学校が繰り返し御家庭のほうにはお話はしているところではございますが、なかなかそのところ、各児童・生徒、特に中学生なんかは、自分の部屋とかに行ってしまったところまで保護者のほうが管理し切れないという現状があるといところは伺っているところです。

以上です。

○後藤教育長 よろしいですか。

○服部委員 ありがとうございます。

○今井委員 10ページの「校内支援体制の人的環境整備」なのですが、取組事業の「落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習や生活ができる学校内での環境整備について検討します。」というところなんですけれども、今回は都の事業ということで3校なんですけど、環境整備の検討というところはもちろん理解したんですけれども、学習というところで、登校した後がどういうふうになるのかなというのがちょっとイメージが湧かなかったんですが、例えば自分に合ったペースで学習ができるのかなとか、学校に長いこと行かないと、行っていない時間を勉強している子は問題ないと思うんですけれども、授業を受けていなくて勉強とか学習が置いていかれてしまうというか、そこについていけない人が例えば上の学年でも2学年ぐらい下のところから始めて、その勉強したのを見てもらったりしてもらえるのかなとか、その辺のイメージが湧かなかったので教えてもらえればと思います。

○田村教育指導課長 校内の別室の学習の対応についてお答えいたします。こちらに関しましては、基本的にベースとなるところは心の支援なんですけれども、場合によっては、学習をしたいというお子様に関しましては、例えばですけれどもタブレット端末にeライブラリといういようなものが全校入っております。こちらはAIアプリといういようなもので、自分の学びの最適のところまで下がっていけるというもので、個別に学習するといようなものをまず使いながら、次の段階になれば、専門的なところにおきましては、空いている教員なんか、慣れてくれば入っていきながら教えていくという形をとろうと考えております。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

あと一つ教えてください。18ページの「学校応援団」という言い方についてなんですけれども、私の理解が悪くてすみません。学校を中心として、保護者とか、保護者の会とか、育成会とか、おやじの会とか、避難所とか、いろいろそういったものを学校応援団というふうに指すのかなと理解したんですけれども、どうやら違うかなというふうに思って、学校応援団というのがどういう人たちを指すのかというのをもうちょっとかみ砕いてというか、どうい人たちを指すのかというのを教えてもらえますか。

○大内社会教育課長 今御理解いただいていたところの方向で合っているかと存じます。

○今井委員 合っていますか。

○大内社会教育課長 ただ、それぞれの活動が、地域学校協働活動を推進するという具体的な動きは地域学校協働活動の方がしていますが、学校、またコミュニティ・スクールのほうがございまして、そのあたりを含めた全体といいますか、総称というか、いろいろなことを連携していく全体総称として学校応援団という形を考えていくということになってございます。以上でございます。

○今井委員 わかりました。ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第14号 令和6年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第5 議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○早川教育部長 それでは、議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年3月31日付及び令和6年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧ください。教育委員会事務局職員及び教育委員会職員の異動に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、令和6年3月31日付人事異動でございますが、9人が市長部局へ出向し、退職となっております。また、教育部主幹兼統括指導主事の三田大樹が東京都教育委員会からの派遣を解かれております。

続きまして、4月1日付人事異動でございます。

総務部長の早川礼成が教育部長に、都市基盤部下水道課長の大庭心平が図書館長に、図書館長の徳山好永が教育部主幹に異動となるほか、健康福祉部副参与兼健康課長の岡本範子が特命担当部長に、教育企画課長の飯島陽子が副参与兼教育企画課長に、健康福祉部障害福祉課副主幹の栗林武が教育部主幹に、教育指導課副主幹兼特別支援教育係長の大内和泉が社会教育課長に昇任いたしております。また、東京都教育委員会から高野郁子が統括指導主事として派遣されました。また、副主幹への昇任、主任への昇任など、合わせて6名が昇任いたしております。そのほかに、新規採用を含め13人が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置いたしましたところでございます。一方、教育部長の松本貞雄をはじめ12人が市長部局

へ出向となっております。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第15号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第6 議案第16号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○田村教育指導課長 議案第16号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、提案理由等を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年4月1日付、西東京市公立学校の教員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により令和6年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に関するものでございます。

異動内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、転出でございますが、表にありますとおり、小学校が65名、中学校が41名の合計106名の教員が西東京市から他地区へ、また西東京市内での異動となりました。

続きまして、転入でございますが、新規採用を含め、小学校が103名、中学校が60名の163名の教員が他地区から西東京市へ、また西東京市内での異動となり、配置といたしました。このうち教員公募で転入者は、小学校18名、中学校2名の計20名、新規採用教員は、小学校34名、中学校22名の計56名となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第16号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第7 議案第17号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○近藤学務課長 それでは、議案第17号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命

についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

下の表の部分でございますが、教職員の人事異動に伴いまして、令和6年3月31日付で副校長の代表1名、給食主任の代表1名につきまして解任を行い、新たに着任した教職員につきまして、令和6年4月1日付で任命を行ったところでございます。

任期につきましては、令和7年8月31日までとなっております。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第17号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第8 議案第18号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第18号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命につきまして、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をさせていただきましたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります。資料を1枚おめくりいただきまして、専決処分書、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についてを御覧ください。

委員の氏名及び区分は記載のとおりでございます。任期はほかの委員と変わらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第18号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第9 議案第19号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大庭図書館長 議案第19号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市図書館協議会委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

詳細につきましては、2枚目の専決処分書を御覧ください。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第19号 西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第10 議案第20号 令和6年度教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第20号 令和6年度教科用図書採択方針について、説明申し上げます。

これは、令和7年度から10年度使用西東京市立小・中学校教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから提案するものでございます。

教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により、今年度採択を行う教科用図書は中学校用でございます。小学校につきましては、令和6年度から9年度使用の教科用図書の採択を令和5年度に終えましたので、次回は令和9年度に採択を行う予定でございます。

続きまして、特別支援学級教科用図書採択方針について説明申し上げます。

特別支援学級の教科用図書は、学校教育法附則第9条により検定外の図書を採択するため、毎年度の採択が必要となります。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 今年度、中学校の採択事務があるということで承知いたしました。

今お考えの事務採択スケジュールみたいなものがございましたら、教えていただけますか。

- 高野統括指導主事 採択の流れでございます。まずは5月に採択資料作成委員会が行われる予定でございます。5月16日に第1回、7月2日に第2回を予定しております。第1回と第2回の間に教科用図書調査部会及び学校別図書研究会を予定しております。各学校における教科用図書の研究、また部会における研究を経まして、第2回の委員会で最終的な答申を作成という流れになっております。この答申をもって、7月23日の教育委員会にて採択を行う予定でございます。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第20号 令和6年度教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 後藤教育長 日程第11 議案第21号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 高野統括指導主事 議案第21号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、各学校より御推薦いただきました委員の任命を行うものでございます。

西東京市学校運営協議会規則におきまして、委員は学校長の推薦により教育委員会が任命することとしております。

委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。

任期は、住吉小学校、令和6年4月24日から令和7年3月31日まで、保谷第一小学校、令和6年4月26日から令和7年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第21号 西東京市立小学校学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 後藤教育長 日程第12 請願第1号 教科書採択のための調査に関する請願、を議題といたします。事務局から意見等ありますか。

- 田村教育指導課長 請願第1号 教科書採択のための調査に関する請願、について説明いた

します。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

請願内容、趣旨についても記載のとおりでございます。

なお、このことについて、本市で採択に係る調査・研究されている教科用図書は、全て文部科学省の検定に合格してあるものであるとともに、学習指導要領に基づいてつくられているものであることから、教育基本法第2条（教育の目標）に関しては、どの教科用図書にも反映されていると認識しているところでございます。

今後も調査委員会の調査・研究を経て、本市の児童・生徒に適した教科用図書の採択につきまして適正に行ってまいります。

説明は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより請願第1号 教科書採択のための調査に関する請願、を採決いたします。原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、本請願は不採択と決しました。

○後藤教育長 日程第13 請願第2号 教科書採択の多数決の方法に関する請願、を議題といたします。事務局から意見等ありますか。

○田村教育指導課長 請願第2号 教科書採択の多数決の方法に関する請願、について説明いたします。

請願者の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

請願内容、趣旨についても記載のとおりでございます。

なお、本市の教科書採択の決定方法が同調圧力等によって決定されている事実はございません。

説明は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより請願第2号 教科書採択の多数決の方法に関する請願、を採決いたします。原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、本請願は不採択と決しました。

○後藤教育長 日程第14 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

（1）令和6年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）、説明をお願いいたします。

○早川教育部長 それでは、令和6年第1回西東京市議会定例会に関しまして報告いたします。報告資料を御覧ください。

日程につきましては、2月26日から3月26日まで、会期30日で開催されました。

条例等付議案件関係につきましては、西東京市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが全て同意されました。

請願・陳情関係につきましては、教育関係はございませんでした。

一般質問につきましては、資料表紙の裏面の目次を御覧ください。

2月27日から3月1日までの4日間で行われ、教育関係では21名の議員から38本の質問をいただきました。それを項目でまとめたものが、目次のNo. 1から21でございます。

主な項目でございますが、学校給食費の無償化について、学校施設個別施設計画について、図書館についてなどの質問をいただきました。

詳細につきましては、後ほど1ページから13ページの資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 私からは、令和6年4月7日現在の児童生徒数・学級数について報告いたします。

はじめに、小学校の状況でございます。資料1ページ目を御覧ください。

資料上部、A（通常学級）の表を御覧ください。表右下の合計欄、児童数の合計は9,689名、学級数は321学級でございます。昨年4月と比較しますと、児童数で102名の減、学級数は増減なしとなっております。なお、令和6年度につきましては、小学5年生までが35人学級での編制となっております。

次に、表下半分左側、B（特別支援学級）の表を御覧ください。こちらは田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。Bの表中、中段、知的障害学級の児童数の合計は158名、学級数は22学級で、昨年4月と比較しますと、児童数で12名の増、学級数は3学級の増となっております。また、自閉症・情緒障害学級の児童数の合計は83名、学級数は13学級で、昨年4月との比較では、児童数で15名の増、学級数は3学級の増となっております。

裏面2ページをお願いいたします。裏面は小学校の特別支援教室の入室者数でございます。

表右下の合計欄をお願いいたします。令和6年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で360名、昨年4月との比較では13名の減となっております。

次に、中学校でございます。

はじめに、中学校上半分、A（通常学級）の表を御覧ください。昨年、こちら表右下の合計欄、生徒数の合計は4,089名、学級数が117学級でございます。昨年4月と比較いたしますと、合計で52名、5学級の減となっております。

次に、下半分左側、B（特別支援学級）の欄を御覧ください。こちらは田無第一中学校、保谷中学校、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表右側、生徒数、学級数の合計欄を御覧ください。表中段、知的障害学級の生徒数の合計は116名、学級数は16学級で、昨年4月と比較しますと、生徒数が6名の

減、学級数で1学級の減となっております。次に、自閉症・情緒障害学級の生徒数合計につきましては54名、学級数は9学級で、昨年4月と比較いたしますと、生徒数で11名の増、学級数は2学級の増となっております。

裏面4ページ目の表を御覧ください。こちら中学校特別支援教室の生徒数でございます。

表右下の合計欄を御覧ください。令和6年4月7日現在の入室決定者数は、特別支援教室全体で103名、昨年4月との比較で10名の減となっております。

児童生徒数・学級数の状況について、報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 学校医等の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 続きまして、学校医等の解嘱及び委嘱について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づきまして、西東京市医師会等の推薦により学校医を委嘱するものでございます。

学校医の配置でございますが、学校医のうち、内科、眼科、耳鼻科、学校歯科、学校薬剤師につきまして、各校1名の配置となっております。

現在の委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2か年となっておりますが、表にございます本町小学校学校内科医の廣川豊氏及び向台小学校学校歯科医、小峰和矩氏より、一身上の都合により、令和6年3月末日をもって職を辞したいという届け出がございまして、これを受理し、改めて西東京市医師会及び西東京市歯科医師会から、表の下にございます田無ペインクリニックの成田浩江氏及びいわさき歯科クリニックの岩崎進氏を御推薦いただきましたので、令和6年4月1日付にて委嘱させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、(4) 下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明いたします。

こちらにつきましては、令和5年度に申出をいたしました下野谷遺跡の追加指定につきまして、官報にて正式に告示されましたので、そちらについての報告でございます。

経過につきましては、1番に示した指定に向けての経緯を御覧ください。場所につきましては、こちらの資料にございます斜線の部分のところの100平米の場所になってございます。

説明としましては以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項(1)から(4)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 西東京市の児童数・学級数のことでちょっと教えていただきたいのですが、クラスの定員が35人学級のところで35名いるとか、40名のクラスで200人いるとか、あと1人の増減でクラス数が変わる微妙なところが幾つかあると思うんですけれども、学級数の確定というのは、いつの時点の児童数とかで決まるんですか。

○近藤学務課長 学級編成は、4月1日を基準日として4月7日までの転出や転入による児

童・生徒数の増減を反映して、その人数によって、学級数増の報告が可能な範囲、学級減について報告を必要とする範囲、必要としない範囲が基準として定められております。

また、学級編制の取扱いとして、在籍はしているけれども登校の見込みがない児童・生徒は算入できないなどのルールが決まっておりますので、そういったルールに基づいて学級編制を行っているところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。そうすると、例えば4月7日が最終ということで、ぎりぎりのところでクラス数が増えるとなったときに先生も必要になってくると思うんですけども、それは間に合えばいいんですけども、間に合わないということも、その辺はどうなんでしょうか。

○近藤学務課長 例えば学級数としては増えるけれども教員の確保が難しいといったこともありますので、その場合は、学校との協議の中で学級増をしないで対応するなどの判断を行うことがあるものと考えてございます。

○田村教育指導課長 4月6日で学級増になって、学級増でいくという場合の配置につきましては、基本的には初任者の教員が配属されるところでございます。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 児童数の今のところですけども、裏紙のほうですかね、小学・中学校特別支援教室のところで、ぱっと眺めたときにたまたま目につくのが、例えば栄小学校の第3学年ですと、ほかと数的に見ると15と、多いといってもそんなにないんですけども、ここだけ。それから中学校でも、保谷中学校で第2学年15とか、その下で田無第二中学校、第3学年11とか、少し多いかなというケースが出ているんですよね。これはたまたまそういうケースなのかもしれませんけれども、この辺の何かお分かりでしたら教えていただきたいのと。

それから今、特別支援、拠点校から巡回していろいろ指導に回っているわけなので、学校の中でアンバランス、少なければやりやすいかもしれませんが、こういうふうに数字が多いところがあったとき、そういうところで指導の部分で何か支障が出るかはわかりませんが、ないのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○近藤学務課長 私からは人数の偏りに関してお答えします。保谷中学校と栄小学校では確かに突出した学年がございしますが、特段の理由は思い当たるものがないところでございます。

以上でございます。

○田村教育指導課長 指導に関してお答えいたします。こちらに関しましては、児童・生徒12人に1人教員がつくというふうに規定されておりますので、例えば保谷中学校で35人となった場合でも12人に1人で配置していますので、指導に関しては、その辺は同じような形でやれるというところでございます。

以上です。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○米森教育長職務代理者 はい。ありがとうございました。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、（５）教育財産の取得申出について（報告）、説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 それでは、教育財産の取得申出について、の報告をいたします。

令和６年度に取得を予定しております下野谷遺跡の国史跡の指定用地につきまして、西東京市長に土地取得の申出を行ったことに対して報告をするものでございます。

場所につきましては、資料に掲載してございます斜線の部分の３か所で行っておりまして、特に３番につきましては、先ほどの報告をいたしたところと共通しているところでございます。主な経緯としましては、資料に記載したとおりの形で進めております。

説明としては以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、（６）教育財産の引継ぎについて（報告）、説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 こちらにつきましては、教育財産の引継ぎについて、の報告でございます。

令和５年度に西東京市長のほうに取得を申出いたしました国史跡指定用地につきまして、このたび教育財産の取得の引継ぎを受けましたため、報告をいたすところでございます。

場所につきましては、資料にありますとおりの３か所の元宅地の場所でございます。

主な経緯としましては御覧の形に記載したとおりで、取得を３月２９日に引き継いだという形になっております。

以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、（７）令和６年度西東京市公民館事業計画、説明をお願いいたします。

○福所公民館長 私からは、令和６年度西東京市公民館事業計画、について報告させていただきます。

本事業計画につきましては、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第２２条に基づき、毎年度実施すべき公民館の事業に関する計画を公民館運営審議会にお諮りし、作成したものです。その作成した計画を年度当初に教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料１ページを御覧ください。

西東京市では、「つどう・まなぶ・つながる」をキーワードに、公民館の主催事業として、１つ目、学級・講座、催しなどの開催、２つ目、公民館保育室、３つ目、公民館市民企画事業、４つ目、公民館だよりの発行、５つ目、学校出前講座であるまちなか先生、以上大きく５つの事業を展開してまいります。

２つ目の公民館保育室では、令和５年度より幅広い学習ニーズに応えられるよう、土日に保育付き講座を実施いたしました。今年度も引き続き実施することで、幅広い学習ニーズに応えて拡充してまいります。

５つ目、まちなか先生につきましては、今年度は大きく３点、郷土を学ぶ講座、平和を学ぶ講座、防災を学ぶ講座を実施いたします。郷土を学ぶ講座では、昨年度も実施いたしました、小学生に向けた西東京市カルタを使った郷土を学ぶ講座と、新たに中学生に向けた学区域ごとの歴史や郷土を学ぶ講座を実施いたします。

また、講師につきましては、西東京市カルタに関する講座以外は全て新たな講師をお招き

して実施いたします。カルタに関する講座は小学校で2校、学区域の歴史や郷土を学ぶ講座は中学校で1校、平和を学ぶ講座は小学校で1校、中学校で2校、防災を学ぶ講座は小学校で2校、中学校で1校、スキップ田無教室、以上合計で11校、1教室で実施させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。西東京市公民館事業方針となります。

この基本方針でございますが、新たな教育計画を踏まえた令和6年度から令和10年度までの5か年の方針として、今後の公民館に求められる役割などについて、基本理念、基本目標、基本方針をお示ししております。

基本方針でございますが、令和3年度から5年度までの事業方針では、「開かれた公民館」「問いかける公民館」「地域とともに」「地域の中につながりを」の四つの基本項目を掲げておりましたが、本方針では「地域の中につながりを」を「地域とともに」に統合することで、シンプルに三つの基本方針とさせていただきました。

今年度、開かれた公民館として重点的に取り組む事業といたしましては、まだ公民館に来たことのない市民の方々にも足を運んでいただき、どなたでも気楽に参加でき、市民の関心に沿うよう多様で幅広い事業を展開するため、オンラインを活用したハイブリッド講座や動画配信なども拡充するとともに、ホームページやSNSを活用しながら生涯学習や社会教育などの様々な情報発信に努めてまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

「問いかける公民館」では、市民が学びを実践につなげていく営みとして、市民企画事業など、活動団体が日頃の活動で培ったノウハウなどを活かして広く市民を対象にした事業を共催で展開してまいります。「地域とともに」では、ロビーを公民館施設にとどまらない地域へと広がるまちの中の出会いと交流の場として生かせるよう、今年度全ての公民館のロビーに公衆無線LAN環境を整備し、若年層から勤労世代まで、今まで御利用いただけなかった幅広い世代にとっても憩いの場となるよう環境の整備を実施してまいります。

続きまして、5ページ以降につきましては、6館それぞれの館の事業計画となっており、最終17ページでは、対象やテーマなどを合わせた事業計画の一覧表となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの報告は以上となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、(8) 令和6年度西東京市図書館事業計画、説明をお願いいたします。

○大庭図書館長 令和6年度西東京市図書館事業計画、につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料を1枚おめくりください。

実施事業でございますが、令和5年度に策定した令和6年度から令和10年度までを計画期間とする西東京市図書館計画における6つの基本方針に基づきまして、具体的な取組を推進してまいります。

令和6年度に取り組む事業の主なものでございますが、基本方針1、資料の収集と保存を充実するためににつきましては、項目1、児童・生徒に役立つ調べ学習の資料を収集してまいります。

基本方針2、すべての市民に活用されるためににつきましては、項目5、「図書館を使った調べる学習コンクール」を令和5年度に引き続いて開催し、身近な疑問、課題に取り組む小・中学生を支援してまいります。

基本方針3、西東京市の文化・歴史を次世代に継承するためににつきましては、項目1、西東京市に縁（ゆかり）のある人物について、中央図書館1階の縁（ゆかり）のコーナーの更新や、図書館ホームページで1人ずつ紹介することなどの取組を行います。

基本方針4、未来を担う子どもの読書活動を支援するためには、項目7、図書館が年3回発行しているYA（ヤングアダルト）向け情報誌「CATCH」の読者投稿用ポストを市内中学校に設置するなどの取組を行います。

基本方針5、地域との協働、行政との連携を構築・向上するためににつきましては、項目1、武蔵野大学との協力事業の推進として、放課後子供教室での出張おはなし会などの武蔵野大学と連携したアウトリーチ型事業について、令和5年度に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上報告とさせていただきます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項（5）から（8）の説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第15 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○今井委員 今年度から学校保護者間連絡ツールのすぐーるが導入されて、今までは欠席とか遅刻とかの連絡はグーグルフォームに入力して送信していて、学校からの連絡は一斉メールとかで対応していただいていたと思うんですけども、すぐーるのアプリに一括されて連絡事項も欠席もそれで操作ができるようになったので、とても便利になったなというふうに思います。今までもそうだと思うんですけども、例えばスマートフォンのアプリとか、そういうものを使う環境がない方とか、ガラケーでそういうものを使えない方とか、そういう方はいらっしゃるのかなというのと、もしそういう方がいらっしゃった場合は、どういうふうに対応されているのかなというのを教えてください。

○田村教育指導課長 今年度から、メールからすぐーるに変えまして、欠席連絡等は教員の負担軽減にはなっているところでございますが、なかなかスマートフォンとかを持っていない保護者もいるというところは認識しているところです。また、効率化を図るところで、実際に話を聞きながら、欠席が続くようなお子さんがいたときには当然学校のほうから連絡をかけながら、保護者のほうと共有しながら進めていくというところをやっていますので、要するにハイブリッドというふうに考えていただける、要は欠席連絡をすぐーるでやるケースもあれば、当然、ない方に関しましては今までどおりの連絡帳ですとか電話連絡、中学校ですと多分電話連絡になると思いますが、そういう形をとるというふうになっていますので、大丈夫でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○後藤委員 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和6年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 29 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員